

廃第1889号-1

令和7年3月27日

県外産業廃棄物排出事業者 各位

千葉県環境生活部廃棄物指導課長

(公印省略)

千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱に係る手続の
ちば電子申請サービスによる受付について（通知）

日頃から本県の産業廃棄物行政に御協力いただき御礼申し上げます。

このたび、千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（以下「要綱」という。）に基づく手続について、ちば電子申請サービスを利用して提出することが可能となりました。

今後の要綱に基づく手続については、原則、ちば電子申請サービスを御利用ください。

また、令和6年度の要綱改正に伴い、排出事業者の実績報告が処分終了後60日以内に提出だったものが、毎年6月30日までに前年度の処分実績を提出するものとなりました。

つきましては、令和6年度の処分実績は令和7年6月30日までに千葉県に提出するとともに、次年度以降においても提出してください。（数量がない場合も提出してください。）

【参考】

- ・千葉県HP「【千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（県外廃棄物指導要綱）】排出事業者の県内最終処分実績の報告」
URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/kengai/kengai106.html>
- ・ちば電子申請サービス「【県外廃棄物指導要綱】排出事業者の県外最終処分実績報告書の提出」
URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=42657

<担当>

環境生活部廃棄物指導課
指導企画班

TEL 043-223-2757